

■個別対話における確認事項への回答

No.	資料名	該当箇所		質問内容	回答
36	入札説明書	7	2(5)	土地使用料 運営権設定対象施設について、運営権には転貸の権原は含まれていないものと理解しております。事業計画を検討するにあたり、テナントへの賃貸借等も含めて柔軟な計画とさせていただきたく、事業の目的に反することは行わないことを条件に、貴市とSPC間で運営権設定対象施設に関する無償の使用貸借契約を締結いただけますようお願いいたします。	本市とSPC間で無償の使用貸借契約は締結しません。 本事業では、運営権設定施設を含む緑地全体で指定管理を予定しており、公の施設の設置目的の範囲内（VIPルーム等）での使用は指定管理者による事業と整理（許可は不要と）します。 目的の範囲外（売店等）の使用は管理者による許可（設置・管理・占用）が必要です。 なお、管理者の許可を要する場合は使用料が必要です。
37	入札説明書	7	2(5)	土地使用料 無償の使用貸借契約を締結した施設については、使用貸借契約を根拠にSPCで自由度を持った運営をさせていただきたく、管理許可使用料や行政財産の目的外使用に伴う使用料は不要として頂けませんでしょうか。	No36をご参照ください。
179	入札説明書	7	2(5)	指定管理者の権限 入札説明書によると、本事業では、市が事業者を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定となっています。指定管理者は、公の施設の管理者であることから、指定管理の業務を行う際に必要な設備や備品等の設置においては、占用料の支払いは要しないことを確認させていただきます。	指定管理者が指定管理業務において必要となる設備や備品等の指定管理範囲内への設置については、市への使用料等の支払いは必要ありません。 なお、自主事業に必要な設備等を設置する場合は市への使用料等を支払う必要があります。